

他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録制度
申請・届出手引
(第4版)

平成25年6月
神奈川県

目次

1	他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録制度について	3
2	登録の対象となる事業	4
3	事業の登録の申請の方法	7
4	登録事項（登録に係る事業の概要）の変更の申請の方法	9
5	登録事項（登録に係る事業の概要を除く）の変更の届出の方法	10
6	登録事業の廃止の届出の方法	11
7	事業の登録の抹消ができる場合	12
8	受付窓口	12
9	受付時間	12
10	注意事項	12
	第21号様式記入例	13
	第21号様式別紙記入例	14
	第22号様式記入例	15
	第23号様式記入例	16
	第24号様式記入例	17

1 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録制度について

(1) 制度の趣旨

本制度は、神奈川県地球温暖化対策推進条例第49条の規定に基づき、他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する事業について、事業者からの申請に基づき県が登録簿に登録し公表することで、事業者や県民の皆様が自らの温室効果ガス排出量の削減に取り組む際の参考としていただくことを目的とする制度です。

神奈川県地球温暖化対策推進条例

(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録)

第49条 事業者は、他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業であって規則で定めるものに関し、次に掲げる事項(以下「登録事項」という。)について、知事の登録を受けることができる。

- (1) 登録に係る事業の名称
- (2) 登録に係る事業の概要
- (3) その他規則で定める事項

2 前項の登録(以下「事業の登録」という。)を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、登録事項を規則で定める登録簿に登録するものとする。ただし、当該申請に係る事項が虚偽である場合その他の規則で定める場合は、事業の登録を拒むことができる。

4 知事は、インターネットの利用その他の方法により、前項の登録簿その他規則で定めるものを公表するものとする。

(2) 根拠規程等

神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成21年神奈川県規則第73号)

他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録基準

以下、本手引では、を「条例」、を「規則」、を「登録基準」と言います。

(3) 制度の概要

県は、事業者からの申請に基づき、登録事項、登録番号、登録年月日を登録簿に取りまとめホームページで公表します。

また、県は、登録事業の詳細な情報(申請書の第21号様式別紙)も併せてホームページで公表します。

登録事項

「登録に係る事業の名称」、「登録に係る事業の概要」、「事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名」、「登録に係る事業の区分」、「登録に係る事業の連絡先」

(4) 注意事項

本制度は、他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する事業について、事業者からの申請に基づき県が登録簿に登録し公表することで、事業者や県民の皆様が自らの温室効果ガス排出量の削減に取り組む際の参考としていただくことを目的とする制度であり、県が登録された事業の温室効果ガス排出量の削減効果を定量的に審査・評価し、認定・認証等を行うものではありません。

したがって、事業の登録を受けた事業者との取引に対し、県が何らかの保証を行うものではありません。また、事業の登録を受けた事業者は、この登録をもって自身や事業が県による認定・認証・公認等を得ていると称することは、本制度の趣旨に反するため、できません。

【ホームページURL】

他の者の温室効果ガスの排出量の削減に貢献する事業の登録制度トップページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417445/>

2 登録の対象となる事業

他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録にあたっては、表2-1のとおり規則第27条で定める事業の種類ごとに登録基準に定める要件を満たす必要があります。

なお、表2-2のとおり当該申請に係る事項に虚偽がある場合や登録に係る事業に関し法令又は条例に違反する事実がある場合等は、事業の登録をお断りします。

表2-1 登録の対象となる事業

事業区分	規則	登録基準
第1号 該当事業 (いわゆる 「省エネルギー診断事業」)	環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成13年環境省告示第11号)20-1(1)に掲げる判断の基準に適合する省エネルギー診断を行う事業であって、当該省エネルギー診断を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの	規則第27条第1号に規定する省エネルギー診断を行う事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者が行う事業であることとする。 (1) 事業者の直近の3年間における当該事業の実績が、延べ6件以上あり、かつ、県内で延べ1件以上あること。 (2) 事業者が別表第1に掲げる技術資格を有する者が、2人以上在籍していること。 【別表第1に掲げる技術資格】 一級建築士、技術士(建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境)、エネルギー管理士(熱、電気)、建築設備士
第2号 該当事業 (いわゆる 「ESCO事業」)	事業者が、省エネルギーを目的として、建築物の使用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該建築物の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等(以下この号において「設計等」という。)に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業であって、当該設計等を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの	規則第27条第2号に規定する省エネルギーを目的として設計等に要する費用の額以上の額の削減を保証して当該設計等を包括的に行う事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者が行う事業であることとする。 (1) 事業者の直近の3年間における当該事業の実績が、現在契約期間中のものを含め、延べ3件以上あり、かつ、県内で延べ1件以上あること。 (2) 事業者が別表第2に掲げる各区分の技術資格を有する者が、それぞれ1人以上在籍していること。 【別表第2に掲げる各区分の技術資格】 【区分A】 一級建築士、技術士(建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境)、エネルギー管理士(熱、電気)、建築設備士 【区分B】 一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士
第3号 該当事業 (いわゆる 「グリーン電力証書発行事業」)	第1条第1項第1号から第5号までに掲げるものを変換して得られる電気の有する地球温暖化の防止に貢献する価値を証する書面(以下この号において「証書」という。)を作成し、及び発行する事業であって、当該証書の作成及び発行を適正かつ確実にを行うに足	規則第27条第3号に規定する電気の有する地球温暖化の防止に貢献する価値を証する書面を作成し、及び発行する事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者が行う事業であることとする。 (1) 事業者が、一般財団法人日本エネルギー

<p>第3号 該当事業 の続き</p>	<p>りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>経済研究所グリーンエネルギー認証センター（以下「グリーンエネルギー認証センター」という。）による発電設備認定及び発電電力量認証を受けて、グリーン電力証書を発行していること。 (2) 事業者が、グリーンエネルギー認証センターの定める「グリーン電力証書ガイドライン」への適合説明を提出していること。</p>
<p>第4号 該当事業 （いわゆる「カーボン・オフセット・プロバイダー事業」）</p>	<p>事業者及び県民が自らの削減が困難な温室効果ガスの排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量（以下この号において「クレジット」という。）を購入すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることに對し、クレジットの提供、支援等を行う事業であって、当該提供、支援等を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>規則第27条第4号に規定する温室効果ガスの排出量の全部又は一部を埋め合わせることに對しクレジットの提供及び支援等を行う事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる要件を満たす事業者が行う事業であることとする。 (1) 事業者が、環境省が定める「カーボン・オフセット制度実施規則」に基づく「オフセット・プロバイダープログラム」に参加していること。</p>
<p>第5号 該当事業 （いわゆる「エコドライブ講習会事業」）</p>	<p>条例第44条第1項に規定するエコドライブの実施の普及及び推進のため、当該エコドライブの実施に必要な知識及び技能を習得するために行う講習会を実施する事業であって、当該講習会を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>規則第27条第5号に規定するエコドライブの実施に必要な知識及び技能を習得するために行う講習会を実施する事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)の要件をすべて満たす事業であり、かつ、(5)の要件を満たす事業者が行う事業であることとする。 (1) 座学講習及び実技講習を行うものであること。 (2) 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の定める「乗用車の「エコドライブ講習」認定基準」若しくは社団法人日本自動車連盟の定める「エコトレーニングカリキュラム」に適合するもの又は準じるものであること。 (3) 受講者の安全の確保を図るための措置が講げられていること。 (4) 次項に規定する修了者の実施又は指導の下で行われるものであること。 (5) 事業者が別表第3に掲げる講習会又は講習会の修了者が1人以上在籍していること。 【別表第3に掲げる講習会又は講習会】 一般財団法人省エネルギーセンターの「インストラクター養成講習会」、一般社団法人日本自動車連盟の「エコ・アドバイザー養成講習会」</p>
<p>第6号 該当事業 （いわゆる「地球温暖化対策教</p>	<p>事業者及び県民に対する地球温暖化対策についての理解を深めるために行われる地球温暖化対策に関する教育及び学習を行う事業であって、当該教育及び学習を適正かつ確実にを行うに足り</p>	<p>規則第27条第6号に規定する地球温暖化対策に関する教育及び学習を行う事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる(1)及び(2)の要件をすべて満たす事業であり、かつ、(3)及び(4)の要件</p>

育・学習事業」) 第6号 該当事業 の続き	るものとして知事が別に定める基準に 適合するもの	をすべて満たす事業者が行う事業であることとする。 (1) 受講者又は参加者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。 (2) 次項に規定する経験を有する者の実施又は指導の下で行われるものであること。 (3) 事業者に当該事業を3年以上従事した経験を有する者が1人以上在籍していること。 (4) 事業者の直近の3年間における当該事業の実績が、県内で延べ10回以上あること、又はその受講者若しくは参加者の数が県内で延べ50人以上であること。
第7号 該当事業	その他知事が他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献すると認める事業	

表2-2 事業の登録を拒むことができる場合

条例	規則
<p>(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>3 知事は、前項の規定による申請があったときは、登録事項を規則で定める登録簿に登録するものとする。ただし、当該申請に係る事項が虚偽である場合その他の規則で定める場合は、事業の登録を拒むことができる。</p>	<p>(事業の登録を拒むことができる場合)</p> <p>第31条 条例第49条第3項ただし書に規定する事業の登録を拒むことができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 当該申請に係る事項に虚偽がある場合</p> <p>(2) 事業の登録に係る事業に関し法令又は条例に違反する事実がある場合</p> <p>(3) 条例第52条第2号又は第3号の規定により、事業の登録を抹消された日から起算して2年を経過していない場合</p> <p>(4) その他事業の登録をすることが適当でないと知事が認めた場合</p>

3 事業の登録の申請の方法

(1) 事業の登録の申請について

登録をしようとする事業が登録基準を満たしているかを表2-1によりご確認ください。登録基準を満たしていない場合、登録の申請はできません。

(2) 必要な様式

下記のホームページから必要な様式をダウンロードして入力してください。必要な様式は、第21号様式と第21号様式別紙です。

なお、様式の記入例は13ページから17ページまでに掲載されております。

【下記当課ホームページからリンク】

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417445/p448914.html>

「申請・届出等様式ダウンロードサービス」

上記ホームページのキーワード欄に「事業登録」と入力し検索ボタンをクリックしてください。検索結果の中から必要な様式（第21号様式及び別紙）をダウンロードしてください。

(3) 必要な添付書類

様式の内容や登録基準を満たしていることを確認するため、添付書類をご用意ください。必要な添付書類は表3-1によりご確認ください。

表3-1 事業の登録の申請に必要な書類

区分	様式	添付書類
第1号 該当事業	第21号様式 第21号様式 別紙	当該事業概要を確認できる書類 当該事業実績を確認できる書類（事業者の直近の3年間における当該事業の実績が、延べ6件以上あり、かつ、県内で延べ1件以上あることを確認できる書類） 事業者に次に掲げる技術資格を有する者が、2人以上在籍していることを確認できる書類 【技術資格】 一級建築士、技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）、エネルギー管理士（熱、電気）、建築設備士
第2号 該当事業	第21号様式 第21号様式 別紙	当該事業概要を確認できる書類 当該事業実績を確認できる書類（事業者の直近の3年間における当該事業の実績が、現在契約期間中のものを含め、延べ3件以上あり、かつ、県内で延べ1件以上あることを確認できる書類） 事業者に次に掲げる各区分の技術資格を有する者が、それぞれ1人以上在籍していることを確認できる書類 【技術資格】 【区分A】 一級建築士、技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）、エネルギー管理士（熱、電気）、建築設備士 【区分B】 一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士
第3号 該当事業	第21号様式 第21号様式 別紙	当該事業概要を確認できる書類 当該事業実績を確認できる書類 事業者が一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターによる発電設備認定及び発電電力量認証を受けて、グリーン電力証書を発行しており、かつ、同センターの定める「グリーン電力証書ガイドライン」への適合説明を提出していることを確認できる書類

第4号 該当事業	第21号様式 第21号様式 別紙	当該事業概要を確認できる書類 当該事業実績を確認できる書類
第5号 該当事業	第21号様式 第21号様式 別紙	当該事業概要を確認できる書類 当該事業実績を確認できる書類 事業者次に掲げる教習会又は講習会の修了者が1人以上在籍していることを確認できる書類 【教習会又は講習会】 一般財団法人省エネルギーセンターの「インストラクター養成教習会」、一般社団法人日本自動車連盟の「エコ・アドバイザー養成講習会」 当該事業が座学講習及び実技講習を行うものであり、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の定める「乗用車の「エコドライブ講習」認定基準」若しくは一般社団法人日本自動車連盟の定める「エコトレーニングカリキュラム」に適合するもの又は準じるものであり、受講者の安全の確保を図るための措置が講ぜられており、かつ、の修了者の実施又は指導の下で行われるものであることを確認できる書類
第6号 該当事業	第21号様式 第21号様式 別紙	当該事業概要を確認できる書類 当該事業実績を確認できる書類（直近の3年間における当該事業の実績が、県内で延べ10回以上あること、又はその受講者若しくは参加者の数が県内で延べ50人以上であることを確認できる書類） 事業者当該事業を3年以上従事した経験を有する者が1人以上在籍していることを確認できる書類 当該事業が受講者又は参加者の安全の確保を図るための措置が講ぜられており、かつ、の経験を有する者の実施又は指導の下で行われるものであることを確認できる書類

(4) 事業の登録の申請

(2)で作成した様式に(3)で用意した添付書類を添えて、受付窓口（12ページ）まで受付時間（12ページ）内に各1部をご持参またはご郵送ください。

なお、様式については電子メール又はCD-Rにより電子データでの提出も併せてお願いします。（メールアドレスについては、お手数ですが担当までお問い合わせください。）

(5) 事業の登録又は登録拒否の通知

県は、事業者からの申請に基づき、事業を登録したときは、その旨を、事業の登録を拒んだときはその旨及びその理由を、事業者に書面により通知します。

(6) 県ホームページにおける公表

県は、事業者からの申請に基づき、事業を登録したときは、登録事項、登録番号、登録年月日を登録簿に取りまとめホームページで公表します。

また、県は、登録事業の詳細な情報（申請書の第21号様式別紙）も併せてホームページで公表します。

県民の皆様からのお問い合わせには、誠実にご対応くださいますようお願いいたします。

登録事項

「登録に係る事業の名称」、「登録に係る事業の概要」、「事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名」、「登録に係る事業の区分」、「登録に係る事業の連絡先」

【ホームページURL】

登録事業一覧（登録簿）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417445/p448754.html#02>

4 登録事項（登録に係る事業の概要）の変更の申請の方法

(1) 登録事項の変更の申請が必要な場合

既に登録された事業について、登録事項（登録に係る事業の概要）が変更となった場合、申請が必要となります。

(2) 必要な様式

下記のホームページから必要な様式をダウンロードして入力してください。必要な様式は、第22号様式と第21号様式別紙です。第21号様式別紙は登録事項の変更後の内容で入力してください。なお、様式の記入例は13ページから17ページまでに掲載されております。

< 第22号様式と第21号様式別紙のダウンロード >

【下記当課ホームページからリンク】

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417445/p448914.html>

「申請・届出等様式ダウンロードサービス」

上記ホームページのキーワード欄に「事業登録」と入力し検索ボタンをクリックしてください。検索結果の中から必要な様式（第22号様式と第21号様式及び別紙）をダウンロードしてください。

(3) 必要な添付書類

登録事項の変更内容を確認するため、添付書類をご用意ください。

表4-1 登録事項（登録に係る事業の概要）の変更の申請に必要な書類

区分	様式	添付書類
全事業共通	第22号様式 第21号様式別紙	登録事項の変更内容を確認できる書類

(4) 登録事項（登録に係る事業の概要）の変更の申請

(2)で作成した様式に(3)で用意した添付書類を添えて、受付窓口（12ページ）まで受付時間（12ページ）内に各1部をご持参またはご郵送ください。

なお、様式については電子メール又はCD-Rにより電子データでの提出も1部併せてお願いします。（メールアドレスについては、お手数ですが担当までお問い合わせください。）

(5) 登録事項（登録に係る事業の概要）の変更又は変更拒否の通知

県は、事業者からの申請に基づき、登録事項（登録に係る事業の概要）を変更したときはその旨を、登録事項（登録に係る事業の概要）の変更を拒んだときはその旨及びその理由を、事業者に書面により通知します。

5 登録事項（登録に係る事業の概要以外の項目）の変更の届出の方法

(1) 登録事項の変更の届出が必要な場合

既に登録された事業について、登録事項（登録に係る事業の概要以外の項目）が変更となった場合、届出が必要となります。

登録事項（登録に係る事業の概要以外の項目）

「登録に係る事業の名称」、「事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名」、「登録に係る事業の区分」、「登録に係る事業の連絡先」

(2) 必要な様式

下記のホームページから必要な様式をダウンロードして入力してください。必要な様式は、第23号様式と第21号様式別紙です。第21号様式別紙は登録事項の変更後の内容で入力ください。

なお、様式の記入例は13ページから17ページまでに掲載されております。

< 第23号様式と第21号様式別紙のダウンロード >

【下記当課ホームページからリンク】

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417445/p448914.html>

「申請・届出等様式ダウンロードサービス」

上記ホームページのキーワード欄に「事業登録」と入力し検索ボタンをクリックしてください。検索結果の中から必要な様式（第23号様式と第21号様式及び別紙）をダウンロードしてください。

(3) 必要な添付書類

登録事項の変更内容を確認するため、添付書類をご用意ください。

表5-1 登録事項（登録に係る事業の概要以外の項目）の変更の届出に必要な書類

区分	様式	添付書類
全事業共通	第23号様式 第21号様式別紙	登録事項の変更内容を確認できる書類

(4) 登録事項（登録に係る事業の概要を除く）の変更の届出

(2)で作成した様式に(3)で用意した添付書類を添えて、受付窓口（12ページ）まで受付時間（12ページ）内に各1部をご持参またはご郵送ください。

なお、様式については電子メール又はCD-Rにより電子データでの提出も1部併せてお願いします。（メールアドレスについては、お手数ですが担当までお問い合わせください。）

登録内容の変更等手続について

本制度は登録制限のある更新制をとっておりませんが、申請・届出いただき公表している内容に変更があった場合は、その都度手続きをお願いします。

登録要件を満たさなくなった場合は廃止の届出、登録内容に追加や変更を希望する場合は変更の届出が必要です。

6 登録事業の廃止の届出の方法

(1) 登録事業の廃止の届出が必要な場合

既に登録された事業について、事業が廃止となった場合又は要件を満たさなくなった場合は、廃止の届出が必要となります。

(2) 必要な様式

下記のホームページから必要な様式をダウンロードして入力してください。必要な様式は、第24号様式です。

なお、様式の記入例は13ページから17ページまでに掲載されております。

<第24号様式のダウンロード>

【下記当課ホームページからリンク】

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417445/p448914.html>

「申請・届出等様式ダウンロードサービス」

上記ホームページのキーワード欄に「事業登録」と入力し検索ボタンをクリックしてください。検索結果の中から必要な様式（第24号様式）をダウンロードしてください。

表6-1 登録事業の廃止の届出に必要な書類

区分	様式	添付書類
全事業共通	第24号様式	必要ありません

(3) 登録事業の廃止の届出

(2)で作成した様式を、受付窓口（12ページ）まで受付時間（12ページ）内に1部をご持参またはご郵送ください。

なお、様式については電子メール又はCD-Rにより電子データでの提出も1部併せてお願いします。（メールアドレスについては、お手数ですが担当までお問い合わせください。）

(4) 事業の登録の抹消の通知

県は、事業者からの届出に基づき事業の登録を抹消したときは、事業者にその旨及びその理由を書面により通知します。

7 事業の登録の抹消ができる場合

表7-1のとおり登録事業を廃止したことが明らかになった場合で事業者からの届出がない場合や、登録に係る事業に関し法令又は条例に違反した場合等は、県は事業の登録の抹消することができます。

県は、事業の登録を抹消したときは、事業者にその旨及びその理由を書面により通知します。

表7-1 事業の登録の抹消ができる場合

条例
(事業の登録の抹消) 第52条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の登録を抹消することができる。 (1) 事業の登録に係る事業を廃止したことが明らかになった場合で、前条第1項の規定による届出がないとき。 (2) 事業の登録に係る事業に関し法令又は条例に違反したとき。 (3) 事業の登録の内容と異なる事業を行っていることが明らかになった場合で、事業の登録を抹消する必要があると認めるとき。

8 受付窓口

神奈川県 環境農政局 環境部 環境計画課 地球温暖化対策グループ
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1（神奈川県庁新庁舎3階）
電話番号 045-210-4053

9 受付時間

国民の祝日・年末年始の休日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで（除く昼休み（12時から13時まで））

10 注意事項

申請・届出の内容を確認させていただくため、電話等による内容の確認や、根拠となる書類等の提出を別途お願いする場合があります。

温室効果ガス削減事業登録申請書

平成 年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 -
 住 所 県 市
 ビル 階
 氏 名 株式会社
 代表取締役社長

押印

印

他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業について別紙のとおり登録を受けたいので、神奈川県地球温暖化対策推進条例第49条第2項の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

受 付 欄		特 記 欄	欄は記入しないでください
-------------	--	-------------	--------------

- 備考
- 1 この申請書は、事業ごとに提出してください。
 - 2 印の欄は、記入しないでください。
 - 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

温室効果ガス削減事業登録事項変更届出書

平成 年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 -
住 所 県 市 - -
ビル 階
氏 名 株式会社
代表取締役社長

押印

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第51条第1項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

事業者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 代表者の氏名	株式会社 代表取締役社長		
事業者の住所又は主たる 事務所の所在地	県 市 - - ビル 階	該当する一つの 内にレ印 又は 印を付してください	
登録に係る事業の名称	事業		
登録に係る事業の区分	神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則第27条 第1号該当事業 第2号該当事業 第3号該当事業 第4号該当事業		第5号該当事業 第6号該当事業 第7号該当事業 県から通知された 登録年月日と 登録番号を記入
登 録 年 月 日	平成 年 月 日	登録番号	
変 更 内 容	変更前		変更後
	変更前、変更後の登録事項の内 容を記入してください		
変 更 理 由	のため。 登録事項を変更する理由を記入してください		
登録に係る事業の連絡 先	部 署 名 部 課 係 電 話 番 号 - - F A X 番 号 - - 電子メールアドレス @	登録に係る事業の連絡の窓口 となっていただけの部署を記 入してください	

受 付 欄	特 記 欄	欄は記入しないでください
-------------	-------------	--------------

- 備考 1 この届出書は、事業ごとに提出してください。
2 印の欄は、記入しないでください。
3 のある欄には、該当する 内にレ印又は 印を付してください。
4 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
5 変更後の温室効果ガス削減事業登録申請書の別紙を添付してください。

温室効果ガス削減事業登録廃止届出書

平成 年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 -
 住 所 県 市 - -
 ビル 階
 氏 名 株式会社
 代表取締役社長

押印

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第51条第1項の規定により、次のとおり廃止を届け出ます。

事業者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 代表者の氏名	株式会社 代表取締役社長		
事業者の住所又は主たる 事務所の所在地	県 市 - - ビル 階	該当する一つの 内にレ印 又は 印を付してください	
登録に係る事業の名称	事業		
登録に係る事業の区分	神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則第27条 第1号該当事業 第2号該当事業 第3号該当事業 第4号該当事業		第5号該当事業 第6号該当事業 第7号該当事業
登 録 年 月 日	平成 年 月 日	登録番号	県から通知された 登録年月日と 登録番号を記入
登録に係る事業の連絡 先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス	部 課 係 - - - - @	

受 付 欄		特 記 欄	登録に係る事業の連絡の窓口 となっていただけの部署を記 入してください
			欄は記入しないでください

- 備考
- 1 この届出書は、事業ごとに提出してください。
 - 2 印の欄は、記入しないでください。
 - 3 のある欄には、該当する 内にレ印又は 印を付してください。
 - 4 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。